

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成 29 年  
2月14日  
(火曜日)

## 目 次

- 告示
  - 急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課).....
  - 行政手続法の規定に基づく公開の聴聞(住宅課).....
- 公告
  - 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課).....



### 山口県告示第三十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三  
条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

平成二十九年二月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 区域の名称  
中畑(2)地区
- 二 区域の範囲  
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一  
号と十四号を結んだ線に囲まれた区域

|       |     |         |         |         |         |     |   |   |     |         |
|-------|-----|---------|---------|---------|---------|-----|---|---|-----|---------|
| 山 口 市 | 市 名 | 徳 地 山 畑 | 大 字 名 字 | 中 大 久 保 | 中 大 久 保 | 九 七 | 地 | 番 | 一 号 | 標 柱 番 号 |
|-------|-----|---------|---------|---------|---------|-----|---|---|-----|---------|

|      |      |      |
|------|------|------|
| 寺ケ浴  | 五〇〇  | 二 号  |
| 〃    | 四九三  | 三 号  |
| 〃    | 四八八  | 四 号  |
| 上大久保 | 四八三  | 五 号  |
| 〃    | 四八八  | 六 号  |
| 〃    | 四八八  | 七 号  |
| 〃    | 四二の二 | 八 号  |
| 〃    | 四二の一 | 九 号  |
| 〃    | 四二の一 | 十 号  |
| 〃    | 四三   | 十一 号 |
| 〃    | 四六   | 十二 号 |
| 〃    | 五〇の一 | 十三 号 |
| 〃    | 五七   | 十四 号 |
| 中大久保 | 九六の三 | 十一 号 |

- 一 区域の名称  
清末西町三丁目(1)地区
- 二 区域の範囲  
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一  
号と十四号を結んだ線に囲まれた区域

|       |     |               |        |   |      |         |
|-------|-----|---------------|--------|---|------|---------|
| 下 関 市 | 市 名 | 清 末 西 町 三 丁 目 | 地      | 番 | 一 号  | 標 柱 番 号 |
| 〃     | 〃   | 〃             | 一二五一の一 | 〃 | 二 号  | 二 号     |
| 〃     | 〃   | 〃             | 一二五一の一 | 〃 | 三 号  | 三 号     |
| 〃     | 〃   | 〃             | 一二五四の一 | 〃 | 四 号  | 四 号     |
| 〃     | 〃   | 〃             | 一二五五   | 〃 | 五 号  | 五 号     |
| 〃     | 〃   | 〃             | 一二五四の一 | 〃 | 六 号  | 六 号     |
| 〃     | 〃   | 〃             | 一二五三   | 〃 | 七 号  | 七 号     |
| 〃     | 〃   | 〃             | 一二五三   | 〃 | 八 号  | 八 号     |
| 〃     | 〃   | 〃             | 一二五三   | 〃 | 九 号  | 九 号     |
| 〃     | 〃   | 〃             | 一二四七   | 〃 | 十 号  | 十 号     |
| 〃     | 〃   | 〃             | 一二四七   | 〃 | 十一 号 | 十一 号    |

|      |      |        |
|------|------|--------|
| 〃    | 〃    | 〃      |
| 〃    | 〃    | 〃      |
| 一二四六 | 一二四八 | 一二五一の一 |
| 十二号  | 十三号  | 十四号    |

山口県告示第三十六号

行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定により、公開による聴聞を次のとおり行う。

平成二十九年二月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 聴聞の期日

平成二十九年二月二十二日（水曜日）午後二時

二 聴聞の場所

山口県庁土木建築部入札室

三 被聴聞者

宇部市笹山町一丁目三番八号  
合資会社アイ・アール

合資会社アイ・アール

四 聴聞に係る処分

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条第一項の指示



(三三) 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十九年二月十四日から同年六月十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十九年二月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

平成二十九年二月十四日印刷  
平成二十九年二月十四日発行

発行人 山口県庁  
山口県知事

名称 アルク徳山中央店  
所在地 周南市花島町一二七の一  
届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名称 住 所 代表者の氏名  
周南システム産業株式会社 周南市江口二丁目一番一号 高橋 康之  
三 変更に係る事項の概要

|                           |         |              |              |
|---------------------------|---------|--------------|--------------|
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 | 変更に係る事項 | 変更前          | 変更後          |
| 株式会社オカノペーカリー              |         | 株式会社オカノペーカリー | 株式会社オカノペーカリー |

四 届出年月日

平成二十九年二月三日

五 変更年月日

平成二十九年一月三十一日